

日本原子力研究開発機構（JAEA）の中長期目標の変更について

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（以下「共用法」という。）の一部改正に伴い、日本原子力研究開発機構（JAEA）の中長期目標を別紙のとおり変更する。

現行の中長期目標において、以下下線部のとおり共用法第五条第二項を引用していたところ、今般の共用法一部改正につき、JAEA の業務については同法第五条第三項に改正されたことから、中長期目標の記載も修正する必要がある。なお、中長期計画、評価軸の変更は発生しない。

（中長期目標）

（2）特定先端大型研究施設の共用促進・高度化並びに共用施設の利用促進

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第五条第二項に規定する業務（登録施設利用促進機関が行う利用促進業務を除く。）に基づき、J-PARC の円滑な運転及び性能の維持・向上に向けた取組を進め、共用を促進する。これにより、研究等の基盤を強化しつつ、優れた研究等の基盤の活用により我が国における科学技術・学術及び産業の振興に貢献するとともに、研究等に係る機関や研究者等の交流による多様な知識の融合等を促進する。

また、JRR-3 等の施設をはじめとして、機構が保有する、民間や大学等では整備が困難な試験研究炉や放射性物質の取扱施設等の基盤施設について、利用者のニーズも踏まえ、計画的かつ適切に維持・管理し、国内外の幅広い分野の多数の外部利用者に適切な対価を得て利用に供する。これらの取組により、高いレベルの原子力技術・人材を維持・発展させるとともに原子力の研究開発の基盤を支える。

○ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 中長期目標 新旧対照表

新	旧
<p>IV.研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上</p> <p>2. 原子力科学技術に係る多様な研究開発の推進によるイノベーションの創出</p> <p>(2) 特定先端大型研究施設の共用促進・高度化並びに供用施設の利用促進</p> <p>特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号)第五条<u>第三項</u>に規定する業務(登録施設利用促進機関が行う利用促進業務を除く。)に基づき、J-PARCの円滑な運転及び性能の維持・向上に向けた取組を進め、共用を促進する。これにより、研究等の基盤を強化しつつ、優れた研究等の基盤の活用により我が国における科学技術・学術及び産業の振興に貢献するとともに、研究等に係る機関や研究者等の交流による多様な知識の融合等を促進する。</p> <p>また、JRR-3等の施設をはじめとして、機構が保有する、民間や大学等では整備が困難な試験研究炉や放射性物質の取扱施設等の基盤施設について、利用者のニーズも踏まえ、計画的かつ適切に維持・管理し、国内外の幅広い分野の多数の外部利用者に適切な対価を得て利用に供する。これらの取組により、高いレベルの原子力技術・人材を維持・発展させるとともに原子力の研究開発の基盤を支える。</p>	<p>IV.研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上</p> <p>2. 原子力科学技術に係る多様な研究開発の推進によるイノベーションの創出</p> <p>(2) 特定先端大型研究施設の共用促進・高度化並びに供用施設の利用促進</p> <p>特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号)第五条<u>第二項</u>に規定する業務(登録施設利用促進機関が行う利用促進業務を除く。)に基づき、J-PARCの円滑な運転及び性能の維持・向上に向けた取組を進め、共用を促進する。これにより、研究等の基盤を強化しつつ、優れた研究等の基盤の活用により我が国における科学技術・学術及び産業の振興に貢献するとともに、研究等に係る機関や研究者等の交流による多様な知識の融合等を促進する。</p> <p>また、JRR-3等の施設をはじめとして、機構が保有する、民間や大学等では整備が困難な試験研究炉や放射性物質の取扱施設等の基盤施設について、利用者のニーズも踏まえ、計画的かつ適切に維持・管理し、国内外の幅広い分野の多数の外部利用者に適切な対価を得て利用に供する。これらの取組により、高いレベルの原子力技術・人材を維持・発展させるとともに原子力の研究開発の基盤を支える。</p>